

海外労働事情

イギリス

欧州諸国からの移民労働者の増加

移民流入の削減をめざして政府が実施している移民政策により、EU域外からの就労・就学目的の移民の流入が減少する一方で、EU加盟国からの移民労働者が増加傾向にある。来年にはルーマニア、ブルガリア移民に対する就労制限の廃止も予定されており、移民増が予測されるかたわら、これまで両国から

の労働者を活用してきた農業などの分野では労働力不足が懸念されている。

経済危機国からの移民が急速に拡大

統計局が八月末に公表した移民関連統計によれば、二〇一二年通年の移民の純流入数（流入数から流出数を差し引いたもの）は一七万六〇〇〇人で、前年の二二万五〇〇〇人から大きく減少した(1)。近年の移民制度の厳格化を背景に、EU域外からの就労や就学

統計局が八月末に公表した移民関連統計によれば、二〇一二年通年の移民の純流入数（流入数から流出数を差し引いたもの）は一七万六〇〇〇人で、前年の二二万五〇〇〇人から大きく減少した(1)。近年の移民制度の厳格化を背景に、EU域外からの就労や就学

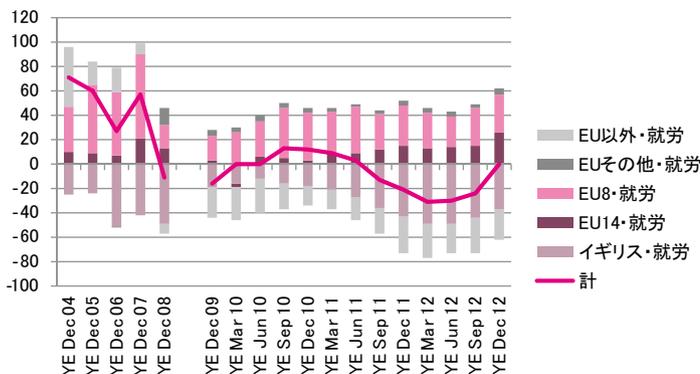
目的、また家族の帯同・呼び寄せによる流入数が減少していることが主な要因だ。一方、EU域内からの就労目的による流入は増加している。二〇〇四年にEUに加盟した旧東欧諸国からの移民労働者が主流である傾向は変わらないものの、不況以降はこうした加盟国からの純流入数が緩やかに減少する中、旧加盟国（EU14）からの移民労働者は増加傾向にある(図表1)。

国別の労働者の年々の増加については、移民統計の一環として公表されている国民保険(国内で就労・給付申請を行う場合に登録が必要となる社会保険制度)の新規登録数(2)に関するデータから推測することができる(図表2)。二〇一二年度には、前年度に続きポーランド移民による登録件数が最多となったほか、スペイン、イタリア、ポルトガルといった南欧諸国からの移民の登録が大幅に増加する一方、前年度は上位にあったインド、パキスタン移民の登録は三割減少している。アジアからの移民労働者が急速に減少する一方で、不況により雇用状況が悪化した南欧諸国からの移民労働者が増加している状況が窺える。EUでは現在、景

気回復の兆しが報じられているが(二〇一三年第2四半期のGDP成長率は〇・三%)、雇用は引き続き厳しい状況にある。八月時点のEU全体の失業率は一〇・九%と前月から横ばいで、スペインやギリシャでは労働力人口の四分の一以上が依然として失業状態にある(3)。

なお同レポートは、既存の国

図表1 就労目的の純流入数の推移



資料出所: "Migration Statistics Quarterly Report, August 2013", Office for National Statistics

図表2 出身国別国民保険新規登録者数(2012年度、上位20位)

順位(カッコ内は前年度)	国名	新規登録者数(千人)	前年度からの増減
1 (1)	ポーランド	91.36	15%
2 (5)	スペイン	45.53	50%
3 (6)	イタリア	32.8	35%
4 (2)	インド	31.25	-34%
5 (4)	リトアニア	27.32	-18%
6 (10)	ハンガリー	24.67	36%
7 (11)	ポルトガル	24.55	43%
8 (8)	フランス	21.23	-2%
9 (7)	ルーマニア	17.82	-22%
10 (3)	パキスタン	16.16	-58%
11 (12)	アイルランド	15.54	-2%
12 (9)	ラトヴィア	13.6	-27%
13 (13)	中国	12.01	-19%
14 (14)	オーストラリア	11.78	-17%
15 (19)	スロヴァキア	11.48	16%
16 (17)	ドイツ	10.95	-7%
17 (15)	ナイジェリア	10.51	-24%
18 (16)	ブルガリア	10.4	-17%
19 (18)	アメリカ	9.03	-10%
20 (24)	ギリシャ	8.68	44%

資料出所: "National Insurance Number Allocations to Adult Overseas Nationals Entering the UK - registrations to March 2013", Department for Work and Pensions

図表3 地域別・就労年齢層向け給付申請者数(2013年3月時点、千人)

受給者種別	計(不明含む)	EU旧加盟国	EU新規加盟国	その他欧州	アフリカ	アジア・中東	その他EU外
求職者	142.27	25.17	34.93	4.88	34.58	33.43	7.06
就労困難者	139.48	23.68	13.13	10.67	29.61	49.78	6.96
一人親	40.23	3.77	3.09	2.33	18.05	9.95	2.76
介護者	41.27	4.2	4.14	2.03	6.16	22.03	1.73
その他低所得	9.36	1.29	0.61	0.41	2.05	3.61	0.37
障害者	17.38	2.94	2.47	0.77	3.06	6.28	1.12
遺族	7.14	1.27	0.57	0.22	1.2	2.95	0.71
計	397.13	62.32	58.94	21.31	94.71	128.03	20.71

*「その他EU外」には南北アメリカ、オーストラリア・オセアニアなどを含む

資料出所: "National Insurance Number Allocations to Adult Overseas Nationals Entering the UK - registrations to March 2013", Department for Work and Pensions

民保険登録者に関する情報と社会保障給付申請者のデータとのマッチングにより、就労年齢層向け社会保障給付の国別（登録時点の国籍）の申請者数も推計している（図表3）。上位を占めているのは、パキスタン、ポーランド、ソマリア、インド、バングラデシュなどで、アジア・中東やアフリカ諸国からの移民の申請者が多いほか、従来から移民受け入れが行われてきた旧加盟国やその他欧州諸国からの移民についても、就労困難者による給付申請者の比率が相対的に高い。一方、EU新規加盟国からの移民の給付申請者は、ポーランド移民を中心に求職者が六割を占める。

EU加盟国及び一部の欧州諸国（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）からの移民には、EU法によりイギリス国内で求職活動を行う権利が認められており、滞在中はイギリス人と同様の条件の下で求職者手当や低所得層向け給付を申請することができる（4）。なお、仕事を獲得の見込みがなく、路上生活に転じるなど生活を維持できない状況にあると認められた場合、国外退去を求められることとなる。

農業労働は域外移民より国内の失業者に

また二〇一四年には、二〇〇七年にEUに加盟したルーマニア

アおよびブルガリアに対する就労規制が廃止される。両国からの労働者は現在、一部の職種等で雇用が認められる以外は、低賃金の肉体労働のためイギリス人労働者を調達しにくいといわれる季節労働（SAWS）や食品加工業限定（SBS）の受け入れスキーム、あるいは自営業者（登録制）としてのみ就労が認められている。ブルガリアからの移民労働者は季節労働や業種限定の就労スキームを通じて就労する比率が、またルーマニアからの移民労働者は自営業者の比率が高い（それぞれ六割程度）。就労自由化により、業種・職種を問わず就労が可能となるほか、社会保障制度についても他のEU加盟国民と同等の権利が認められることから、両国からの移民の増加が予想されている（5）。

イギリスは、ポーランドなど旧東欧諸国の二〇〇四年のEU加盟に際して移行措置として認められていた就労規制を導入しなかった結果、予測を大幅に上回る移民が流入し、移民急増に対する国民の懸念の拡大を招いた経緯がある（6）。こうした懸念に因應する形で、移民流入数の削減策がここ数年実施されてきたが、域外からの移民については就労や就学、家族の呼び寄せ等に関する制度の厳格化の効果が表れてきているものの、欧州域内からの移民の流入には同種

の引き締め策を導入しにくいのが現状だ。

政府は、ルーマニア、ブルガリアに対する就労自由化により、公的医療サービスや社会保障制度の利用を目標とした移民（社会保障ツーリズム）が増加しかねないとして、加盟国民等の権利を制限する方策を検討している（7）。また、ドイツやオランダなど同様の懸念を持つ加盟国とともに、欧州委員会に対策を講じるよう要請している。しかし、欧州委員会や貴族院のEU政策に関する特別委員会は、政府のこうした主張はデータによる裏付けがない、と批判的だ。また就労自由化を受けて、二〇〇七年以降両国を対象に運用されてきた受け入れスキーム（SAWSおよびSBS）は、一二月をもつて廃止されることが決まっている。このうちSAWSは、年間二万一二五〇人を上限に国内の農業労働者（収穫作業従事者）の三分の一を供給しており（8）、スキームを通じて労働者の確保が困難になれば、労働力不足のため数年のうちに農作物価格の上昇を招く可能性も指摘されていた（9）。政府は廃止を決めた理由について、国内やEUでは未だ失業者が多く、未熟練労働者の需要は域内で充足すべきであると述べ、EU域外からの労働者受け入れの必要性を否定している。また、ジョブセンタープラスや業界団体な

どと共同で、国内の失業者に対して農業労働の訓練や就職面接の機会を提供するプログラムを試行、成果を上げていると述べ、失業者により労働力不足の緩和を図る意向を示している。

若く高学歴な移民労働者が未熟練・短期の労働に従事

政府の諮問機関である移民提言委員会（MAC）が七月に公表した二本の報告書は、近年の移民労働者の流入による経済や社会への影響を分析している。その一つは、統計データから現状分析を行ったものだ。近年流入している移民労働者は、国内労働者や従来の移民労働者に比べて平均年齢が低く、より高い教育資格を持ち、未熟練業種の仕事や一時的な雇用、あるいは派遣事業者を通じて仕事に就く傾向がより強い。こうした就業率の高い移民労働者の増加により、従来イギリス人の男性労働者に比して低かった男性移民労働者の就業率は、不況期以降逆転している（ただし女性については、移民労働者は依然として国内労働者より就業率が低い）。もう一方の報告書は、移民労働者に対する未熟練業種の需要の高さ、労働供給の決定要因などを分析したものだ。従来、移民労働者はイギリス人が望ましい仕事を引き受けていると説明されているが、イギリス人は必

ずしも不規則な労働時間や短期的な仕事、最低賃金による仕事を忌避しているわけではなく、とくに不況以降は、後の仕事につながるのであれば最賃による仕事も厭わないと述べている。また雇用主や人材業者は、移民労働者について勤勉で柔軟な利用が可能な労働力として評価している（10）ものの、直接雇用にはつながっておらず、むしろイギリス人の若年労働者の雇用の妨げになっているのは、若者に対する「怠け者」というステレオタイプな見方である。一方、派遣事業者を通じて就労は新たな移民に就業機会を提供している側面があるが、事業者側は不況以降、従来より受け入れ対象を選ぶ傾向が強まっているとみられる——などとしている。

〔注〕

1 ただし、前回五月に公表された二〇一二年九月までの一年間の純流入数一五万三〇〇〇人からは増加している。就労目的の外国人・イギリス人の出国数の減などによる。

2 国民保険は加入者の出入国と連動した制度ではないため、移民のストックに関するデータを得ることはできない。

3 スペインの失業率は二六・二％、ギリシャは二七・九％（六月時点。若年失業率はそれぞれ五六％と六一・五％（同））。

4 「求職者」（イギリスでの就労実績がない）として滞在する場合には、ジョブセンタープラスに求職者として登録して求職活動を行うことが条件となる。所得額等の要件

を満たせば低所得者向けの所得調査制求職者手当や、住宅給付、地方税に対する控除などの申請を行うことができる。給付の申請には、居住権テスト(居住権を取得するか、求職等のため当面の間国内に滞在することの証明)が課される。また、国内で一定期間の就労を経た後に仕事を失い、所定の要件(一年以上の継続的雇用、あるいは一年未満の有期雇用の後六カ月を超えて失業していないこと、職業訓練への参加、あるいは一時的な就労不能など)を満たす場合は、「労働者」(worker)として滞在を認められる。国民保険料の拠出要件を満たせば拠出制求職者手当(定額・最長六カ月)その他の給付の申請が可能で、居住権テストは免除される。

5 八月半ばに公表された雇用統計では、両国からの移民の就業者数が二〇一四年の自由化を待たずに大きく増加(二〇一三年四・六月期に一四万一〇〇〇人、対前年比三五%増)し、関心を集めた。増加の原因は不明だが、全般的な雇用の好調や、就労自由化に先立って良い仕事を確保しようとする労働者の増加、あるいはルーマニア移民を多く抱えるスペインの雇用悪化など、様々な可能性が指摘されている。

6 七月にEU加盟を果たしたクロアチアから新たに入国する移民労働者に対しては、移行措置として、EU域外の労働者と同様の就労制限が適用されている。なお、自営業者としての就労は制限されない。

7 今秋に議会に提出される予定の移民法案には、欧州域外からの移

民に対して公的医療サービスに関する課金を厳格化する内容が盛り込まれる。従来無料で提供されていた一次診療について、滞在期間が六カ月以内の短期滞在者には実費、六カ月を超える一時滞在者には滞在期間に応じた年当たりの負担金(政府案は年二〇〇もしくは五〇〇ポンド)または民間医療保険の加入を義務付けるというものが、五年を経て、永住権を取得した場合、サービスは無料となる。

8 このほか、約五割がポーランドの移民労働者。

9 例えばMACは、就労自由化後には両国からの移民労働者がより条件の良い仕事にシフトする可能性が高く、数年のうちに労働力不足が生じると予測、対応策として新たにEU域外(例えばウクライナ)から季節労働者を受け入れることを政府に提案していた。また、農業団体も著しい人手不足が生じると主張、スキーム廃止の決定に強く反発している。

10 現地メディアによれば、大手小売企業モリソンズの元人事責任者は、最低賃金や不安定な労働時間でも熱心に働く移民労働者を雇用できることで、賃金相場が抑制され、二〇年前なら考えられないような柔軟な労働力の調達が可能になった、と述べ、背景として最低限の法規制、労組の弱体化の影響を挙げている。

【参考資料】

UK Parliament, UK Border Agency, Gov. uk, BBC, The Guardian, HR Magazine (国際研究部)

アメリカ

カリフォルニア州が三年以内に最低賃金を一〇ドルに引き上げ

最低賃金を三年以内に一〇ドルに引き上げることが九月二五

日カリフォルニア州が決めた。連邦最低賃金が七・二五ドル

に留まるなか、その水準で一日八時間働いても貧困ラインを上回る年収を得ることができないとして、連邦最賃の引き上げが議論されるようになっていく。今回のカリフォルニア州の最低賃金引き上げは、その動きを先取りしたものと言えるだろう。

連邦最賃と州別最賃

まず、アメリカの最低賃金の仕組みから説明しよう。アメリカには連邦最賃と州別最賃の二つがある。全米で連邦最賃を上回る最低賃金を持つ州は一九ある。

となると、ほとんどの州が連邦最賃と同じか、下回るということになるが、それは州別最賃が連邦最賃よりも強制力があるという意味ではない。

州別最賃が連邦最賃よりも低い場合、次のようなことになっている。基本的には、どの州に住んでいる労働者であっても連邦最賃が適用されるが、企業規模と年商、職務内容などによって連邦最賃には適用除外となる部分がある。その部分に州別最賃が適用される。

州別最賃が連邦最賃よりも高い場合は少し複雑だ。連邦最賃の対象となっていない労働者には、州別最賃が適用される。かといって、連邦最賃の適用除外となっていない労働者にまでその州別最賃が適用されるかどうかは、州ごとに異なっている。



つまり、単純に州別最賃が連邦最賃よりも高いか低いかわけだけではよくわからない。州ごとに適用条件をみていかなければならないのである。

連邦最賃の適用条件と対象者をみてみよう。

まず、従業員を二人以上雇用しているか、もしくは年商が五〇万ドルを超える企業が対象となる。そこには政府機関や学校、病院なども含まれる。

そのうえで、管理的、専門的、裁量的業務などを行っている労働者は対象からはずされる。そのほか、レストランなどでチップを受け取って働く労働者は、その分をあらかじめ見込んで最低賃金が低くされているほか、二〇歳未満で働いてから九〇日未満の労働者、職業訓練中、大学生なども通常よりも低い。

したがって、従業員二人以上、もしくは年商五〇万ドルのどちらの条件にもかからない企業や、

通常よりも最賃が低く設定される労働者にむけた最賃を、それぞれの州が独自に定めている場合と、連邦最賃そのものを高く引き上げることがあるのが州別最賃なのである。

二〇一六年一月一日に一〇ドル

そのうち、カリフォルニア州は、適用除外となる職務や職位、チップを受け取る労働者、若年職業訓練中、学生などを除けば、すべからず州別最賃が適用される。つまり、従業員規模や年商による適用除外は存在しない。向こう三年間の最賃引き上げスケジュールは次のようになっている。

現在の最低賃金は八ドル。二〇一四年七月一日には九ドルへ、そして二〇一六年一月一日には一〇ドルへと引き上げられる。

この金額は全米でもっとも高いものとなるだけでなく、カリフォルニア州の人口はアメリカでもっとも多いため、今回の決定は、連邦最賃引き上げ議論にも影響を与えるだろう。

【参考資料】

Laura Mahony, Californianext hit Governor Signs Bills to Raise previous hit Minimum next hit Wage, Expand Paid Family Leave, Daily Labor Report, Sep. 25

(山崎 憲)

ドイツ

非典型労働者数、全労働者数増加のなかでは東西統一後初の減少

二〇一二年の非典型労働者数は、前年の約八〇四万人（全労働者に占める非典型労働者の割合二二・四％）から約七八九万人（同二一・八％）へと、約一五万人減少していたことが連邦統計局の調査でわかった。全労働者数が増加する中で非典型労働者数の減少は、東西ドイツ統一後初である。もともと、その要因については、専門家らの中で見解が分かれている。

すべりの形態で減少へ転じる

連邦統計局が二〇一三年八月二八日に発表した報道資料によると、二〇一二年における「非典型労働者」の数は、有期労働者が約二七四万人（前年比約一七万人減）、週二〇時間以下の短時間労働者が約五〇二万人（前年比約二二七〇〇〇人減）、僅少労働者が約二五五万人（前年比約一二万四〇〇〇人減）、派遣労働者が約七五万人（前年比約二万七〇〇〇人減）であった。

一方、二〇一二年の全労働者数は前年の約三二七七万人から約三二二二万人へと増加し、東西ドイツ統一後、最高を記録した。その背景には、増大する女性や高年齢層の就業参加があると見られている。

なお、同調査において、単なる週二〇時間以上の短時間労働者は「非典型労働者」ではなく、他方の「標準的労働関係にある就労者」（典型労働者）に含まれている。

減少の要因

全労働者数が増加する中で非典型労働者数のみが減少した要因については、まだはっきりしていない。だが、ドイツ労働市場・職業研究所（IAB）のエンゾ・ヴェーバー氏は、その要因として、二〇一〇年ごろから続くいわゆる「ユーロ危機」の中でもなお好調なドイツ国内経済を背景とした失業率の低下と、看護・介護職や技術職をはじめとする専門労働力の不足の二点を挙げている。後者についてヴェーバー氏は、「一〇年前と比べ、企業側は専門労働者の獲得に苦慮しており、労働者らは例えば有期であっても更新時に無期転換されるなど、典型的な雇用を獲得しやすくなっているようである」とさらに説明している。

その他、とくに派遣労働部門に関していえば、二〇一一年改正労働者派遣法によって規制が再強化されたり（特定部門最低賃金の導入、いわゆる「回転ド

ア」条項の禁止など）、一部の派遣先産業部門の労働協約において均等処遇実現に向けた派遣特別手当が合意されたり、さらには連邦労働裁判所において派遣先企業の事業所協議会に長期継続的派遣労働者の受け入れ拒否権が認められたりしており、これらをその要因の一つとして指摘する者もいる。

あるいはまた、企業が（多くの場合、比較的低賃金で従業員を雇用する）下請企業等に仕事を外注する請負契約の増加が、非典型労働者数の減少に何らかの影響を及ぼした可能性も指摘されている。

減少傾向が続くか否かは、なお不透明

一九九〇年の東西ドイツ統一以降、非典型就労者の割合は、ほぼ一貫して増大してきていた（一九九一年の全労働者に占める非典型労働者の割合は二一・八％、最高は二〇〇七年の二二・六％）。しかし、二〇〇八年秋のリーマン・ショックごろからその増加傾向はやや停滞（あるいは後退）しており、連邦統計局は、少なくとも数年は、このような傾向に大きな変動はないだろうと説明している。

しかしながら、前述のヴェーバー氏は、このような非典型労働者の減少傾向が今後も続くかどうかはまだ分からない、と指摘する。その理由については、

ヴェーバー氏は、このような就労形態で働くことが比較的多い女性や高年齢層の就業者数がさらに増加している点をあげている。連邦統計局の調査によると、二〇一二年の女性就業者数は約一八一九万人（一九九一年：約一五四四万人）で、一五歳以上六五歳未満女性全体の約六八％（同：約五七％）、同じく五五歳以上六四歳未満の就業者数は約六五六万人（同：約四一八万人）で、同年齢層全体の約六一・三％（同：約三七・八％）であった。

【参考資料】
・連邦統計局
Atypische

表 ドイツにおける中核的就業者数*の推移(千人)

年	全体	従属的就業者								自営業者	家事労働従事者(主夫・主婦)
		合計	典型的労働者		非典型労働者						
			小計	うち週20時間を超えるパート労働者	小計	有期労働者	週20時間以下のパート労働者	僅少労働者	派遣労働者		
1991	34,680	31,386	26,948	1,751	1,968	2,555	654	-	2,859	435	
1992	34,312	30,958	26,368	1,649	4,589	2,004	2,688	670	2,917	438	
1993	33,760	30,361	25,927	1,707	4,434	1,792	2,767	649	3,003	395	
1994	33,643	30,124	25,550	1,734	4,575	1,867	2,856	646	3,113	406	
1995	33,601	30,039	25,185	1,672	4,854	1,986	3,026	750	3,159	403	
1996	33,257	29,746	24,760	1,586	4,986	1,897	3,188	1,098	3,205	306	
1997	32,946	29,350	24,119	1,628	5,231	1,955	3,392	1,310	3,314	282	
1998	32,903	29,227	23,800	1,653	5,426	2,021	3,535	1,507	3,372	305	
1999	33,298	29,678	23,727	1,674	5,951	2,302	3,834	1,744	3,379	241	
2000	33,530	29,862	23,850	1,720	6,012	2,265	3,944	1,749	3,418	250	
2001	33,714	29,941	23,828	1,801	6,114	2,212	4,127	1,816	3,411	361	
2002	33,433	29,670	23,620	1,818	6,050	2,052	4,221	1,852	3,429	335	
2003	32,937	29,133	22,903	1,824	6,229	2,069	4,407	1,943	3,502	302	
2004	32,544	28,613	22,436	1,868	6,177	2,051	4,376	1,971	3,608	323	
2005	33,116	28,992	22,138	1,979	6,854	2,498	4,673	2,416	3,795	329	
2006	33,879	29,747	22,173	2,278	7,574	2,725	4,861	2,661	3,832	299	
2007	34,480	30,338	22,554	2,309	7,785	2,752	4,946	2,766	3,838	303	
2008	34,910	30,825	22,981	2,382	7,845	2,827	4,920	2,578	3,820	264	
2009	34,802	30,755	23,057	2,486	7,699	2,734	4,915	2,574	3,877	170	
2010	35,145	31,076	23,131	2,571	7,945	2,858	4,942	2,517	3,917	152	
2011*	35,935	31,765	23,728	2,647	8,037	2,905	5,044	2,672	4,018	151	
2012	36,276	32,124	24,232	2,763	7,891	2,735	5,017	2,548	4,013	136	

* 就業者のうち、15歳以上65歳未満であり、職業教育訓練等がない者。
** 就業統計の把握方法が異なるため、時系列的な比較可能性は限定的であることに注意。
資料出所：ドイツ連邦統計局、Pressemitteilung vom 28.08.2013, S. 3; 同HP

Beschäftigung sinkt 2012 bei insgesamt steigender Erwerbstätigkeit, Pressemitteilung Nr. 285 vom 28.08.2013
• Tagesspiegel, Arbeitsmarkt: Mehr Normalität, 28.08.2013
• Frankfurter Rundschau, Zeitarbeit auf dem Rückzug, 25.07.2013
(国際研究部)

フランス

求職者支援策を選択と集中の体制へ
—依然残る地域間格差

政府の発表によると八月の失業者数は二七カ月ぶりの減少と
いうことになったが、国立統計
経済研究所 (INSEE) が発
表した第2四半期の失業率は、
前期比で一ポイント上昇して一
〇・五%となり、依然として高
い水準にある。雇用局 (Pôle
emploi) による失業者の雇用復
帰のための施策は、より困難な
状況にある失業者を優先的に支
援する戦略的な推進体制を整え
ている。その一方で地域別の視
点では、失業率の高い地方に必
ずしも雇用局の職員は手厚く配
置されておらず、求職者支援の
体制における地域間の格差が明
らかになった。

失業者数、二七カ月ぶり
の減少

政府の発表によると、二〇一
三年八月の失業者数 (フランス
本土、カテゴリーA) (1) は三
二・三万五七〇〇人、前月比で五
万人の減少となった(2)。失業
者数の減少は二〇一一年四月以
来、二七カ月ぶりとなる。ただ
一カ月間の推移では今後失業の
減少傾向が継続するのかを判断
することはできないとの慎重な
見方もある。というのは、今回
の失業者の減少は登録抹消によ
る影響も少なくないからだ。失

業者の登録は、雇用局へ毎月出
向く義務などを怠った場合に抹
消される。八月に登録抹消され
た人数は通常の月より多かった。
例年同月一・九万人から二・二万人
を推移しており、五月二二〇万
一・二〇〇人、六月二二〇万九八
〇〇人、七月二二〇万人であつ
たが、八月には二七万七五〇〇
人が登録抹消された。八月抹消
分のうち一部は再登録を経て九
月の失業者数に加算されるため、
失業者数の減少傾向がこのまま
継続するのには不確実な要素も
多い。

失業者を三類型化し戦略
的に

厳しい雇用情勢への対応とし
て、雇用局は失業者への支援を
戦略的に行う体制を整えている。
雇用復帰が困難な失業者に対し
て優先的に支援するという内容
である。カテゴリーAとBの求
職者三九〇万人のうち、約一四
〇万人が優先的に支援を受ける
ことになる。

九月一日の時点で、雇用局で
は二・三七万人の失業者に対して
二・五〇〇〇人の職員が対応して
おり、単純計算では一人の職員
が担当する失業者は約一・六人
ということになるが、一人の職
員が三〇〇人の失業者を対応す

るという支局もあったという。
今後は失業者を三つに類型化し、
雇用復帰支援を選択・集中的に
行うことになる。

まず、雇用復帰が困難な長期
失業者一・三万三〇〇〇人 (求職
者の六%に相当) に対して、三
〇〇〇人の職員が対応すること
になる。平均では職員一人当
り約四四人の失業者に専念し、
最大でも七〇人を担当する体制
になる。雇用局ジャン・パセル
ス局長によると「この一年間に
雇用復帰支援の専門アドバイザー
数を六倍に増員したことによ
って、失業者へ目の行き届いた
体制となった」。その上で、
次に雇用復帰が困難とされる一
三〇万人 (求職者の五五%に相
当) に対して一万二四〇〇人の
職員が担当する。職員平均一〇
七人、最大でも一五〇人の体制
となる。それ以外の求職者九三
万四〇〇〇人に対しては、職員
五二〇〇人が対応することにな
る。平均では一人当たり約一・八
三人であるが、最大でも二〇〇
人から三五〇人を一人の職員が
担当することになる。

高失業率地域で職員数少
ない傾向も

その一方で雇用局が九月二〇
日に公表した資料によると、職
員の配置に地域間格差があるこ
とが明らかになった。全国に約
一〇〇〇カ所の支局があるが、
全国平均すると職員一人当たり

担当する失業者数は一・六人だ
が、地域間で比較した場合、最
も多いのはフランス本土の北部
のドゥエー郡 (ノール・パド・
カレー県) で、職員一人当たり

の失業者数が一九二人である一
方で、リル・ルッス (コルシカ
島北部) では三二人であり、六
倍の格差がある。二〇一三年第
1四半期の地域別失業率におい
て、ノール・パド・カレー県で
は一四・二%で全国平均の一〇・
四%を大きく上回っていたのに
対して、コルシカ島は平均を下
回る一〇・二%であった。失業
率の高い地域で職員が少ないと
いう傾向が確認されたことにな
る。二〇一〇年にも職員の配置
に関する類似のデータを公表し
ているが、大きな変化は見られ
なかった。

【注】

1 カテゴリーAの求職者とは、積
極的に求職活動を行なっている求
職者のうち、一カ月間に一切の就
労活動を行なわなかった者を指す。
カテゴリーAの求職者が「失業者
(Chômeur)」または「狭義の求職
者」として扱われることが多い。
カテゴリーBとは、積極的な就職
活動を行なっている求職者のうち、
一カ月間に七八時間以下の(二時
的な)就労をした者であり、一カ
月間に七八時間を超える就労活動
を行った者をカテゴリーCの求職
者としている。その他の参考として、
本誌二〇一三年七月号P47注1

2 九月二五日に発表された失業者
の減少幅は前月比で五万人であつ
たが、その後、集計上のミスが発
覚し、九月三〇日の発表によると

実際の減少幅は二万二〇〇〇〜二
万九〇〇〇人程度とされている(参
考資料の五つめを参照)。一〇月一
日現在、確定した数値が公表さ
れていない。

【参考資料】
労働省ホームページ

(http://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/P1-Mensuelle-GWS085_2.pdf)

国立統計経済研究所 (INSEE)

ホームページ

(http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?re_id=99&ref_id=L_0707R)

Pôle emploi concentre ses efforts sur un

chômeur sur deux, Les Echo, 19

septembre

(<http://www.lesechos.fr/economie-politique/france/actu/0203015120479-pole-emploi-concentre-ses-efforts-sur-un-chomeur-sur-deux-607212.php>)

Les vrais chiffres de Pôle Emploi, Le

Parisien,

(http://www.leparisien.fr/evnt/pole-emploi_chiffres.php)

労働省ホームページ

(http://travail-emploi.gouv.fr/actualite-presse_42/com-muniqués_2138/campagne-d-actualisation-des_16943.html)

(国際研究部 北澤謙)

(ホームページ最終閲覧:二〇一三

年一〇月二一日)



韓国

女性の雇用比率は依然として足踏み
積極的雇用改善措置の導入から六年

韓国が女性の雇用割合を高めるために積極的雇用改善措置を導入してから六年が経過した。しかし、女性の雇用比率と管理職比率は依然として横ばいで推移している。特に従業員一〇〇人以上の大企業では昨年、女性の雇用比率が低下した。政府は、雇用改善措置の達成基準を六〇％から七〇％に引き上げ、女性の雇用拡大を促す方針である。

男女雇用平等法に基づく積極的雇用措置の概要

韓国は、二〇〇五年一月に「男女雇用平等および仕事・家庭の両立支援に関する法律（男女雇用平等法）を改正し、二〇〇六年三月一日から積極的雇用改善措置制度を導入した。同



制度は、現存する男女差別を解消して雇用平等を促進するため一時的に特定の性を優遇する措置（Affirmative Action）である。現在は、常用労働者五〇〇人以上の民間企業および五〇人以上の公共機関など一七七八事業所が対象となっている（表1）。

積極的雇用改善措置の内容は、対象事業所に男女別雇用者数と女性管理職比率の提出を義務づけ、規模別産業別に平均値を算定すること、女性従業員や女性管理職比率が各部門別平均値の六〇％に満たない企業に対し、改善計画を策定・履行するよう指導することなどである。対象事業所は毎年三月末に雇用改善の目標値や実績、雇用の変動状況などを雇用労働部に報告するよう義務づけられている。

女性の雇用比率は三六・〇四％で前年比横ばい

雇用労働部は九月二二日、積極的雇用改善措置の対象となる一七七八事業所の雇用状況に関する調査結果を発表した。それによると、二〇一二年末の女性雇用比率は三六・〇四％で前年同期比〇・八％ポイント上昇した。対象機関別にみると、従業員五〇〇〜九九九人の民間企業は

三五・五九％で前年比一・四五ポイント、公共機関は三四・六一％で同一・二六％ポイントそれぞれ上昇した。他方、従業員一〇〇人以上の大企業は三七・四六％で前年比〇・〇六ポイント低下した。女性管理職比率は、従業員一〇〇人以上の民間企業は一八・七四％で前年比〇・四二ポイント、従業員一〇〇〇人未

表1 義務対象事業所の現況（単位：事業所）

区分	合計	公共機関			民間企業		
		計	従業員 1,000人以上	従業員 1,000人未満	計	従業員 1,000人以上	従業員 1,000人未満
2013	1,778	260	67	193	1,518	704	814
2012	1,674	247	66	181	1,427	677	750
2011	1,547	245	64	181	1,302	610	692

資料出所：雇用労働部

表2 女性労働者の雇用比率および女性管理者比率（％）

区分	女性雇用比率			女性管理者比率			
	全体	公共機関	民間企業	全体	公共機関	民間企業	
2012年末	計	36.04	33.61	36.46	17.02	11.55	17.96
	従業員1,000人以上	36.88	30.71	37.46	18.12	11.56	18.74
	従業員1,000人未満	35.40	34.61	35.59	16.18	11.54	17.28
2011年末	計	35.24	32.35	35.74	16.62	11.01	17.59
	従業員1,000人以上	36.89	30.46	37.52	17.75	11.91	18.32
	従業員1,000人未満	33.92	33.04	34.13	15.72	10.68	16.93
2010年末	計	34.87	31.19	35.56	16.09	10.53	17.13
	従業員1,000人以上	36.42	29.95	37.10	16.96	11.25	17.55
	従業員1,000人未満	33.67	31.63	34.20	15.41	10.28	16.76

資料出所：雇用労働部

満の民間企業は一七・二八％で同〇・三五％ポイントそれぞれ上昇した。公共機関は前年比〇・五四％ポイント上昇したが民間企業よりも低い一・五五％であった（表2）。

改善措置の達成基準を部門平均の七〇％以上に引き上げ

政府は、今回の調査結果で女

性の雇用比率が各部門平均の六〇％に満たなかった民間企業および公共機関の八九九事業所に對し、改善計画を策定・実施するよう勧告する予定である。また、政府は今後、雇用改善措置の達成基準を各部門平均の七〇％以上に引き上げる関連法施行規則の改正を実施する方針である。さらに、積極的雇用改善措置の優秀企業に対しては、政府（調達庁、中小企業庁）の入札時に加算点を付与、従業員の職業能力開発費用を支援する貸出制度を優先的に提供、女性の雇用環境改善のための資金融資事業、勤労福祉団体の勤労奨学事業、中小企業福祉施設融資事業を優先的に適用などのさまざまなインセンティブを導入し、女性の活用を積極的に支援していく計画である。

イ・スヨン雇用労働部高齢社会人力審議官は「積極的雇用改善措置は、同業他社に比べて女性の雇用に消極的な企業の認識を変え、女性の雇用を妨げる人事慣行などを改善するために導入された。企業に刺激を与え、女性の雇用環境を改善するための努力につながることを期待している」と述べた。

（国際研究部）

中国①

上海市が若年層の長期失業者に支援策―労働市場参入へ「出航計画」

上海市では、人的資源社会保障部と共産主義青年団との共同で、二〇一二年から若年層の長期失業者を対象に支援策を実施している。労働市場への若者の参入を船出に見立てて、支援策は「出航計画」と名づけられ、二〇一二年末までに同市の若年登録失業者数を一〇・五％減少させるなど、一定の成果をあげている。急激な高学歴化に伴い、中国の若年層では、学歴が高い層ほど失業率が高くなる傾向が目立っている。

五つの政策で構成

支援策は五つの政策で構成されている。一つ目は、データベースの構築。家庭訪問などにより長期失業状態の若年者の状況について詳しい調査を行い、これを「出航計画」人員情報管理システム」に登録する。情報には家庭状況・職業歴・就職への態度関心・公的扶助制度の受給状況などが含まれる。それらを基に、各人への職業訓練の斡旋などが行われる。二つ目がキャリアカウンセリングの充実。各区・県は企業の人事責任者・社会福祉の専門家・心理カウンセラーなどを集めて、失業中の若年者とその両親に対してキャリアカウンセリングを行う。三つ目が重

若年失業の三つの原因

若年層の失業は、一般的に言って三点が大きな原因であるとされている。一点目は若年者本人の、個人に起因するものである。多くの若年者がごく一部の安定的な国有企業や政府機関への就職を希望している。また一定数の者は賃金に対する期待が高すぎるために失業状態にある。その他、社会経験の不足やコミュニケーション能力の欠如も原因となっている。二点目は家庭に起因するものである。一人っ子政策の影響のためか親が過保護なケースもあり、親が子女の就職価値観を左右している。親の多くは子女が安定した仕事に就くことを望んでいる。最後に三点目が、若年者を受け入れる社会の側の問題である。企業は就業経験がなく、学歴水準も

層的な就職指導。集団指導・個人指導・定期的指導など柔軟かつ多様なサービス方式により、各若年者それぞれの需要に適應することで失業者の求職に対する自信を確立させ、明確な職業計画を持たせ、就職の機会を高める。四つ目が就職計画書の作成。職業指導を基に、失業中の若年者に確実かつ実行可能な就業計画書を制定させる。例えば、仕事経験がなく技術や能力が不足している若者に対しては、職業訓練等に参加させ、就職能力を高める。創業意欲を持つ若者には、彼らの状況に合う創業計画の作成をサポートし、創業を促す。最後に五つ目が政策の数値目標達成に向けた取り組みである。「出航計画」は「百・千・万」と題する活動を行っており、つまり「百回の就職相談会の開催、千の事業会社の動員、一万の職場の提供」、「百回の専門指導講座の開催、一〇〇〇カ所のインターン事業所の確保、一万人の若者（またはその親）の参加」などを目標としている。

二〇一二年末までに「出航計画」は就職相談会を七一二回開催、企業の人事責任者四二四三人の参加、若年失業者一・五三万人との面談、若年失業者またはその親二・五万人の企業等見



高くはない若年者を雇用しない傾向にある。また一部の企業が提供する待遇では生活のために十分な給与を得ることが出来ず、その事が若年層に不公平感や希望の欠如を感じさせている。

高学歴層に目立つ失業

近年、中国の若年失業者は高学歴化の傾向が見られる。西南财经大学が実施した調査「中国都市部失業報告」によると、学歴が高ければ高いほど若年の失業率は上昇する傾向にある。小学

中国②

上海市が貧困世帯向けの新政策―医療費過重の世帯に生活保障金

上海市は九月一日、「医療費支出に起因する貧困世帯への生活保障方法（試行）」を施行した。収入は最低生活保障制度の対象世帯の基準を上回っているものの、家族（世帯員）の医療費支出の負担によって、生活水準が貧困レベルにある世帯を支援しようというもので、北京市でも同様の制度の創設を検討している。

支出増による生活困窮も考慮

各地方政府は貧困世帯を対象に最低生活保障制度を実施しており、各世帯の収入状況を踏まえて（中央政府・地方政府双方の財源で）現金等を支給している。上海市が今回創設したのは、

卒業以下の場合が四・二％、中学・高校程度卒業者が約八％の一方で、三年制大学（大専）程度卒業者の失業率は約一・一％、大学卒業以上の者の失業率は一六・四％に達している（注）。

【参考資料】

上海市人的資源社会保障局、東方網人民網、解放日報

〔注〕

この調査における失業率の定義は中国政府のそれとは異なる。

世帯収入にだけ着目するのではなく、医療費の支出状況を考慮した制度。収入が基準以上であっても、世帯員の医療費支出が過重であるために、最低生活保障制度で定められた最低生活の基準に満たない世帯の事例を考慮した。

対象者は上海市の都市・農村戸籍のいずれかを有する市民、および上海に居住する非戸籍保有者。非戸籍保有者の場合は次のいずれかの条件を満たさなければならぬ。

- 重度の病気
- 労働能力の喪失
- 配偶者が男性六〇歳以上、女性五〇歳以上
- 子女が一六歳未満または一六

歳で中学・高校・中等職業学校のいずれかに在学

また、最低生活保障制度の受給世帯は受給できない。

その他、申請者は下記の四つの条件を全て満たさなければならぬ。一点目に世帯員に対して入院治療・外来診察による重度の病気の治療・在宅看護治療のいずれかを行っている。二点目に申請前六カ月の医療費支出が世帯可処分所得を上回るか、あるいは世帯可処分所得から医療費を差し引いた額を世帯人数で除した値が最低生活保障基準より低い。三点目に申請前二カ月の世帯一人当たり可処分所得が上海市の前年度の都市住民一人当たり可処分所得より低い。最後に四点目として、世帯の財産状況が上海市の最低生活保障申請認定基準に合致することである。

北京市も導入を検討

北京市は八月に「首都民生事業改革发展綱要(二〇一三—一五)」を発表した。その中で低収入世帯の所得倍増計画を策定したほか、今回の上海市の新制度と類似の制度の創設をめざすとされており、その具体的な内容は今秋にも決定される見通しである。

【参考資料】
東方網、上海市、人民網、新京報

(国際研究部)

給付額は全額と差額の二種類

給付額は世帯状況に応じ、最低生活保障制度で支給される額

ILO

アジア太平洋地域の間層が大幅拡大—貧困線以下の就業者も六億人

国際労働機関(ILO)のアジア太平洋総局は八月三〇日、「経済階級と労働市場への包摂…アジア太平洋途上国の働く貧困層及び中間層労働者」と題する論

文を発表した。それによると、アジア太平洋地域における過去二〇年間の力強い経済成長は、数百万の人々が貧困層から抜け出すことを助けた。中間層に属

する就業者は、一九九一年の六五〇〇万人から二〇一二年には六億七〇〇〇万人に増加した。しかし、依然として、貧困線を下回る就業者が約六億人、貧困線をわずかに上回る就業者が約五億人上るとい

過去二〇年間に貧困層就業者の割合が四六ポイント低下

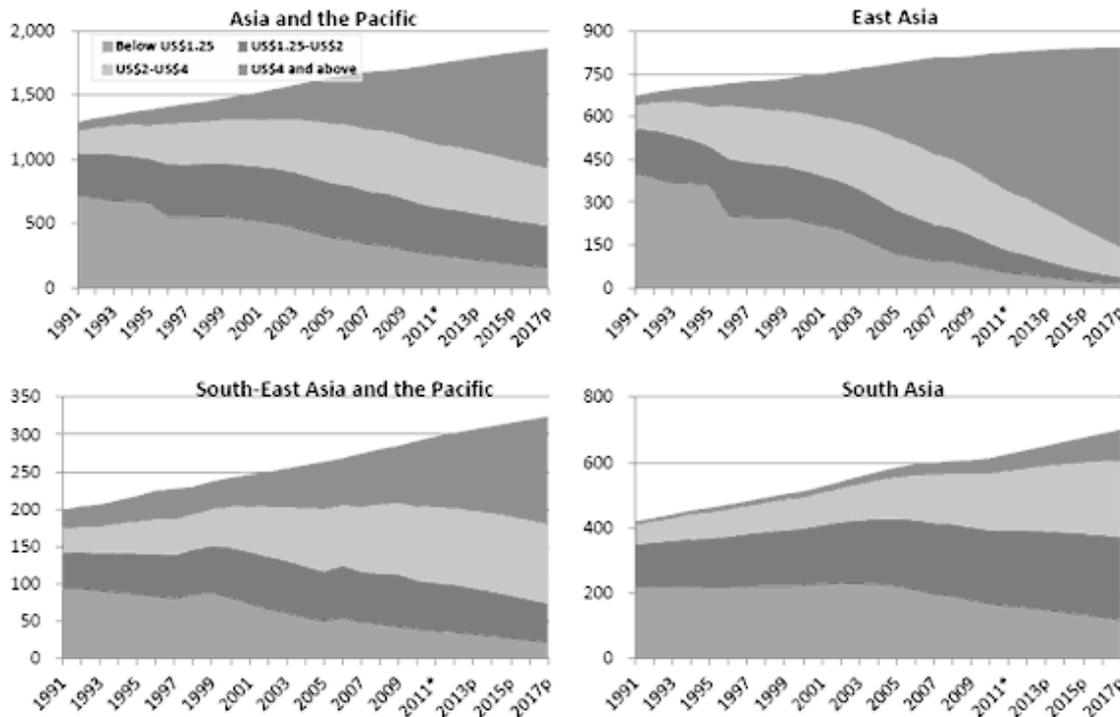
アジア太平洋地域では、過去二〇年間に就業者の経済階層分布が劇的にシフトした(表1)。一九九一年には、地域の就業者のうち、世帯所得一人一日当たり一・二五米ドル以下の「極貧困層」が約五五%、一・二五—二米ドルの「貧困層」が約二五%を占めていた。つまり、地域の労働力の八〇%が貧困層に属し、二、四米ドルの「貧困に近い層」も約一四%であった。他方、四米ドル以上の「中間層以上」はわずか五%に過ぎなかった

しかし、二〇一二年の就業者の経済階層分布は、「極貧困

層」が約一三%、「貧困層」が二〇%強までそれぞれ減少した。両者を合わせた貧困生活を送る労働力の割合は、過去二〇年間に四六ポイントも低下し、三四%まで大幅に減少した。「貧

困に近い層」の就業者の割合は約二八%へと増加した。他方、「中間層以上」の就業者の割合は三三ポイント上昇し、約三八%まで増加した。アジア太平洋地域において、一九九八年以

表1 アジア太平洋地域の経済階級別就業者数(1991~2017年、100万人)



Note: 'p' indicates projections; 2011 are preliminary estimates. Source: Kapsos and Bourmpoula (2013).

表2 性別・経済階級別雇用者数

	雇用者の分布(%)				雇用者数合計(千人)
	US\$1.25以下	US\$1.25~US\$2	US\$2~US\$4	US\$4以上	
カンボジア	36.5	29.0	24.9	9.6	6,622
男性	36.7	28.6	24.7	9.9	3,339
女性	36.3	29.4	25.1	9.2	3,283
インド	29.3	37.0	27.2	6.5	374,286
男性	29.0	37.0	27.3	6.6	278,050
女性	30.2	37.0	26.8	6.0	96,236
インドネシア	27.4	37.8	27.7	7.1	91,057
男性	26.7	38.3	28.1	6.9	57,904
女性	28.5	37.0	26.9	7.6	33,153
ベトナム	20.2	27.5	36.3	16.0	47,161
男性	19.6	27.1	36.9	16.5	23,701
女性	20.8	27.9	35.7	15.6	23,459
合計	28.3	36.2	28.1	7.5	519,125
男性	28.1	36.5	28.0	7.3	362,994
女性	28.6	35.4	28.1	7.9	156,131

降、絶対数が最も大幅に増加したのは「中間層以上」の就業者であり、新しく生まれた仕事のほとんどは中間層の職であった。

アジア太平洋地域全体の急速な発展は、主に東アジア地域の中間層就業者の並外れた増加によってもたらされた。東アジア地域の全就業者に占める「中間層以上」の割合は、一九九一年の五%未満から二〇一二年には六〇%以上に増加した。南東アジア地域および太平洋地域においても、「中間層以上」の就業者は、同期間中に全就業者の一二%から三三%に増加した。しかし、南アジア地域における二〇一二年の「中間層以上」の就業者の割合は、九%未満に過ぎ

なかった。依然として、南アジア地域の就業者のうち、「極貧困層」と「貧困層」が六一%以上「貧困に近い層」が三〇%を占めている。

二〇一七年には中間層就業者が全労働力の半分以上を占める予想

アジア太平洋地域の「中間層以上」の就業者の割合は、二〇一七年に全労働力の半分(九億三二〇〇万人)を占めるまで増加すると予想される。これは、東アジア地域において、二〇一二年から二〇一七年までの間に「中間層以上」の就業者が一億八〇〇〇万人増加するという予測に基づく。これらの予測は、

中国の成長と雇用実績に大きく依存している。

「貧困層」および「貧困に近い層」の就業者の割合は、アジア太平洋地域全体で減少すると予想される。南東アジア地域と太平洋地域では、極貧層」および「貧困層」の就業者の割合が二〇一二年から二〇一七年の期間に一〇ポイント低下し、二%未満まで減少する。他方、「貧困に近い層」の就業者はほとんど変化がなく、二〇一七年にも労働力の三分の一を占めると予想される。

南アジア地域の「極貧困層」「貧困層」「貧困に近い層」の三つの経済階層に属する就業者の割合は、二〇一七年も全体の約八七%を占めると予想される。この地域には、アジア太平洋地域全体の「働く貧困層」の四分の三が居住する一方、「中間層以上」就業者の一〇%しか居住しない可能性が高い。しかし、この地域においても、二〇一二年から二〇一七年までの「中間層以上」就業者の増加は、全就業者の増加の六〇%を占めると予想される。

教育、良質な就業機会、若年者の雇用の質が貧困層と中間層の違いを生む

本論文では、アジア太平洋地域途上国のうち、カンボジア、インド、インドネシア、ベトナムの四カ国に焦点を当て、経済

階層(表2)と経済活動参加、教育水準、良質な就業機会、性別、若年者雇用との関係性を分析している。

教育水準については、世帯所得一人一日当たり二〜四米ドルの「貧困に近い層」以下の経済階層の世帯出身者の中に中等・高等教育修了者が少ないことから、高等教育、職業訓練の利用可能性を強化し、より高給を得られる生産的な仕事を得るために必要な、より高い技能の習得を支援することが重要であるとされている。

雇用の質と安定性については、脆弱な雇用(自営業者および家族従業員)や臨時雇用の蔓延度、生産性の低い農業での雇用、労働時間の十分性を基準に測定した結果、かなりの程度、経済階層の違いに関連していることが分かった。このため、インフラ投資を増加し、農業部門から付加価値の高い工業部門やサービス部門に移行させることが決定的に重要である。また、労働市場のガバナンスの改善が労働条件の改善や賃金の引き上げに寄与すると指摘している。

性別については、雇用の質における男女格差が広く存在し、女性は経済階層にかかわらず、より困難な状況に直面している。しかし、出身家庭が豊かなほど、教育水準および経済活動参加における男女格差が狭まる傾向があり、中間層に属することが社

会や労働市場における性別差の削減に影響を与えるとしている。若年者雇用については、「貧困に近い層」以下の家庭出身の若年就業者にとっては、高等教育修了が生産的な有給の雇用を得るための重要な課題となっている。学校から職場への移行を円滑にする教育訓練制度の改善、労働市場政策への投資、若年者の企業家精神の育成および若年者の権利保障は、恵まれない若者にとって大きな助けとなる。加えて、総需要の喚起や金融アクセスの改善を推進することができる雇用中心の経済政策が必要であると指摘している。

(国際研究部)

